

第 2 期安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間延長について

1 趣旨

第 2 期安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和 7 年 3 月 31 日で計画終了を迎えるが、当該総合戦略に基づく認定地域再生計画（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）の計画期間を 1 年間延長するため、第 2 期安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を 1 年延長する。

2 期間延長に伴う読み替え

「令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年」を「令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 か年」に読み替える